

(地 88) (健Ⅱ91)

令和 2 年 5 月 4 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

釜 菡 敏

平川 俊夫

小児の新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供体制に  
関する補足資料の送付について

今般、標記の件について厚生労働省より、各都道府県、保健所設置市及び特別区宛てに別添の事務連絡がなされましたので、本会からも情報提供いたします。

「新型コロナウイルス感染症対策に対応したがん患者・透析患者・障害児者・妊産婦・小児に係る医療提供体制について」につきましても、本年 4 月 17 日付（地 51）（健Ⅱ 49）の文書等にて貴会宛にご連絡させていただきました。

今般、その一助として小児の新型コロナウイルス感染症に対応したリーフレット「新型コロナウイルス対策（COVID-19）～子どもいるご家族へ～」（別添 1）、フロー図「子どもの相談・受診の流れ」（別添 2）を作成したとの事です。

なお本件は、令和 2 年 4 月 24 日付厚生労働省事務連絡としていったん発出された後、帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安の取り扱いや帰国者・接触者相談センターとかけつけ小児医療機関の関係をより分かりやすくするとの観点から、同年 5 月 1 日付事務連絡にて改訂版が改めて周知されております。

つきましても貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関等への周知方について、ご高配のほどお願い申し上げます。

事務連絡  
令和2年5月1日

各 

都道府県 保健所設置市 特別区
-----------------------

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

小児の新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供体制に関する  
補足資料の改訂について

「小児の新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供体制に関する補足資料の送付について」（令和2年4月24日付け事務連絡）において、小児の新型コロナウイルス感染症に対応したリーフレット「新型コロナウイルス対策（COVID-19）～子どものいるご家族へ～」（別添1）、フロー図「子どもの相談・受診の流れ」（別添2）をお示ししたところであるが、帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安の取り扱いや、帰国者・接触者相談センターとかかりつけ小児医療機関の関係をより分かりやすくするとの観点から、今般、別添1、2の内容を一部改訂してお示しする。貴職におかれては、本資料を御確認の上、関係各所へ周知を行い、適切に御活用いただくようお願いする。なお、内容については、日本小児科学会及び日本小児科医会と事前に協議済みであることを申し添える。

【照会先】

厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部  
医療体制班（内線：8060）

TEL 03-3595-3205

# 新型コロナウイルス対策（COVID-19）

## ～子どものいるご家族へ～



令和2年5月1日版

厚生労働省



### 新型コロナウイルス感染の子どもにおける特徴

- ◆ 子どもにおける新型コロナウイルス感染症に関しては、感染者の報告が日本国内、国外において大人に比較して少ないため、まだ分かっていないことが多いです。
- ◆ 現在分かっている情報では、子どもは感染しても症状が出ない、あるいは症状が軽いことが多いと報告されています。ただし、大人と比べると割合は低いですが、重症化することもあります。

### 子どもの感染予防

- ◆ 子どもにおいて特別な感染予防はなく、大人と同様に、手洗い・手指消毒を行ってください。
- ◆ ①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの「密」を避けてください。
- ◆ 子どもは家庭内で感染していることが多いとの報告があるため、まずはご家族の感染予防が大事です。家庭内に感染の疑いがある方がおられる場合は、別室で過ごすなど接触を避けてください。



消毒しよう



手を洗おう

### 予防接種について

- ◆ 予防接種の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に注意する必要がありますが、ご家族と医療機関等の協力のもと、可能な限り予定通りに実施できるように、かかりつけ医療機関と相談してください。



### 乳幼児健診について

- ◆ 母子保健法で定める1歳6か月児、3歳児健診は、緊急事態宣言対象地域においては、地域ごとの感染の状況を踏まえ、集団での実施は延期している場合があります。
- ◆ 実施しているかの確認も含め、詳細はお住まいの自治体の案内をご確認ください。

## お子さんに受診を迷う症状がある場合について



- ◆ お子さんが濃厚接触者（※）である場合は、保健所の指示に従ってください。
- ◆ お子さんが以下のいずれかに該当する場合は、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に御相談ください。
  - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合
  - ・ 強いだるさや息苦しさがある場合
- ◆ なお、水分や食事がとれない、ぐったりしているなどお子さんに受診に迷う症状があるときは、新型コロナウイルスに感染しているか否かに関わらず、他の病気も考えられますので、速やかにかかりつけ小児医療機関に電話して受診を相談してください。
- ◆ また、かかりつけ小児医療機関の医師が診察した結果、必要に応じて地域の医師会等が運営する新型コロナウイルス感染症検査センター（地域外来・検査センター）等に紹介した上で新型コロナウイルス感染症のPCR検査を受けることができます。

### ※濃厚接触者の定義

- ・ 新型コロナウイルス感染症と診断された者（以下患者という）と同居、あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防具無しに患者を診察、看護もしくは介護していた者
- ・ 患者の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者

国立感染症研究所のホームページ

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200420.pdf>



なお、このリーフレットは、令和2年5月1日時点の情報や考え方をもとに作成しています。状況に変化があった場合は、随時お知らせします。

子どもにおける新型コロナウイルス感染症に関する情報は、関係学会のホームページをご覧ください。

日本小児科学会 新型コロナウイルス感染症に関するQ&A

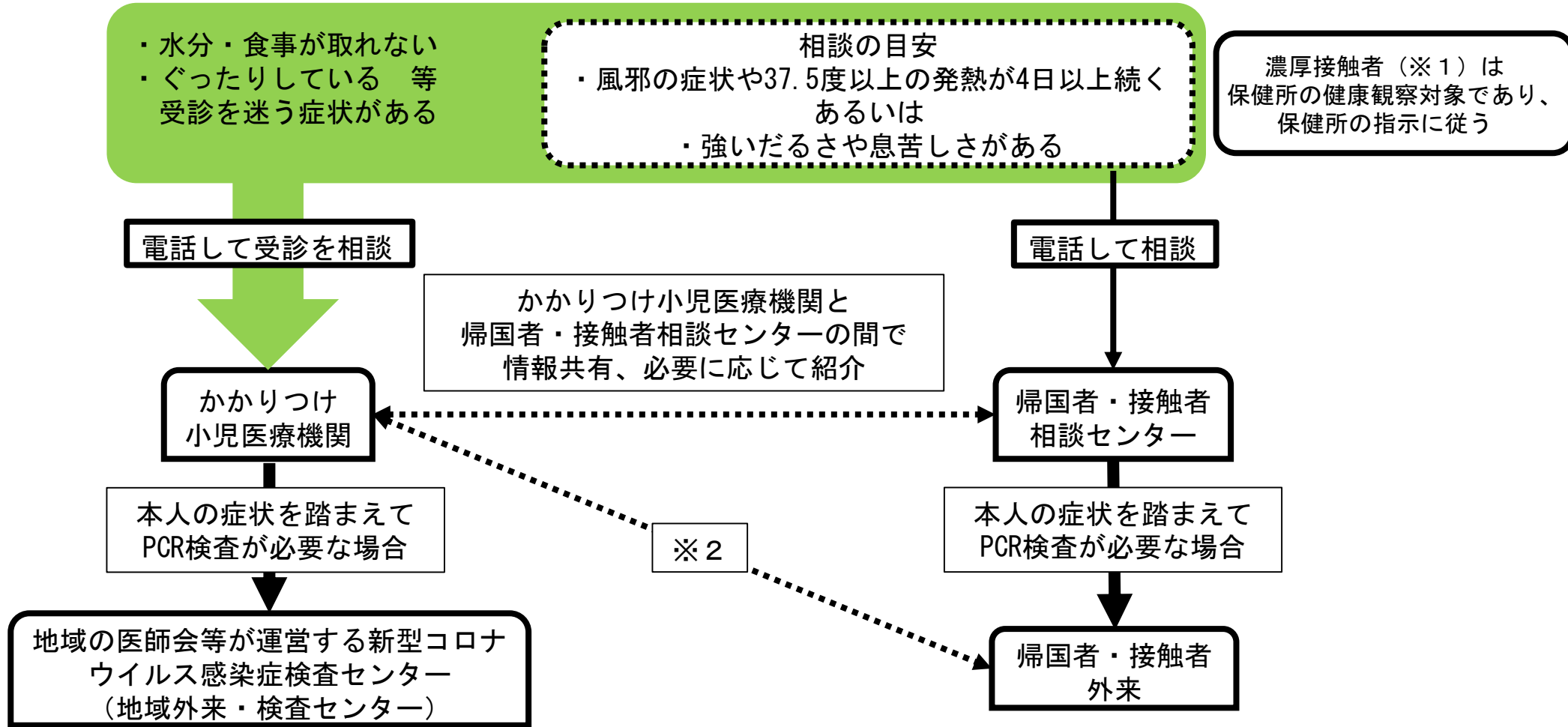
[http://www.jpeds.or.jp/uploads/files/20200412\\_korona\\_Q\\_A\\_5\\_rev.pdf.pdf](http://www.jpeds.or.jp/uploads/files/20200412_korona_Q_A_5_rev.pdf.pdf)

# 子どもに受診を迷う症状があるときの相談・受診の流れ

令和2年5月1日版

別添2

子どもは風邪の症状を認めやすく、また症状を正確に訴えられないこともあることから、相談の目安に関わらず、小児科医による診察を必要とすることがあります。このため、受診に迷う場合は、かかりつけ小児医療機関に電話で相談してください。



(※1) 濃厚接触者の定義：国立感染症研究所のホームページ <https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200420.pdf>

(※2) 関係者間で情報共有できている場合、かかりつけ小児医療機関と帰国者・接触者外来の間で紹介しても可

事務連絡  
令和2年4月24日

各  
〔  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
〕  
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

小児の新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供体制に関する  
補足資料の送付について

「新型コロナウイルス感染症に対応したがん患者等・透析患者・障害者・小児に係る医療提供体制について」（令和2年4月14日付け事務連絡）において、各都道府県に対し、新型コロナウイルス感染症に係る小児の医療提供体制について、検討をお願いしているところです。今般、その一助として小児の新型コロナウイルス感染症に対応したリーフレット「新型コロナウイルス対策（COVID-19）～子どものいるご家族へ～」（別添1）、フロー図「子どもの相談・受診の流れ」（別添2）を作成しましたので、ご連絡致します。本資料を御確認の上、関係各所へ周知を行い、適切に御活用いただきますようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部  
医療体制班（内線：8218）

TEL 03-3595-3205